

賃金控除に関する協定書

甲（使用者：スタイルファクトリー株式会社）と乙（労働者代表：山崎 裕幸）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 甲は、自己申請における、臨時振込の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - ① 指定銀行への実費での振込手数料
 - ② 現金書留における実費での郵送に関する料金
- 2 この協定は、令和4年8月12日から有効とする。
- 3 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和4年8月12日

甲：スタイルファクトリー株式会社
（使用者職氏名） 代表取締役 福永 青磁



乙：
（労働者代表） 山崎裕幸

